

千葉県教育委員会教育長 様
(千葉県立 高等学校長)

千葉県公立高等学校等奨学のための給付金（家計急変） 給付申請書

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする。
申請する際は、下記の事項について必ず確認し、□にレ印を付けてください。

☐

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合には、千葉県教育委員会教育長又は校長の求めに従い、その全額を即時返還します。
- この申請の対象となる高校生等について、**千葉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っていません。**
- この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- この申請書及び添付書類の内容について、千葉県教育委員会教育長又は校長が市町村等の関係機関に対し、照会を行うことに異存ありません。
- 奨学のための給付金の事務手続きを処理するのを目的として、千葉県教育委員会教育長がマイナンバーにより地方税関係情報を取得することに異存ありません。
- 奨学のための給付金支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを了承します。

千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業（家計急変）取扱に規定する給付の対象者に該当するので、同取扱第7条の規定により下記のとおり申請します。

以下の空欄に、保護者等が記入してください。 ※印のところは、該当のものを○で囲んでください。

申請者 (保護者等) 住所	〒 (番地・アパート名も記入)	ふりがな	
	TEL	申請者 (保護者等) 氏名	

【1】対象となる高校生等について

ふりがな		生年月日	年 月 日					
氏名		在学入学年月 /現在の学年	年 月	年				
在 学 校	学校の名称							
	区分	※ 国立 ・ 都道府県立 ・ 市立 （ 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 専攻科 ）						
過去 の 高 等 学 校 等 に お け る 在 学 期 間	学校名・課程	在学期間	在学中の給付金受給回数					
	立 学校 ※（全日制・定時制・通信制・専攻科）	年 月～ 年 月	なし	1回	2回	3回	4回	不明
	立 学校 ※（全日制・定時制・通信制・専攻科）	年 月～ 年 月	□	□	□	□	□	□
			なし	1回	2回	3回	4回	不明
			□	□	□	□	□	□

【学校使用欄】 (申請者は記入しないでください)

●高校生等が「高等学校等就学支援金」「学び直し支援金」「専攻科支援金」いずれかの受給要件を満たしているか

●認定基準日時点で、高校生等が在籍し、修学しているか

●高校生等が児童福祉法における児童入所施設措置費等の見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）の給付対象となっていないか

●早期給付申請の有無を確認したか

生徒コード（ ）

学校収受印

(又は学校受付日：令和 年 月 日)

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする。

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

ア	☐	親権者（両親）2名分
イ	☐	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・未婚、離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードを提出できない場合
ウ	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
エ	☐	対象となる高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（ ）名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等 ※高校生等と主たる生計維持者は健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。
オ	☐	対象となる高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

給与収入状況（家計急変後、3カ月分の金額を記入）家計急変月： 月

	保護者等① 給与額（収入額）	保護者等② 給与額（収入額）
家計急変月後 1ヵ月目	A 円	A 円
家計急変月後 2ヵ月目	B 円	B 円
家計急変月後 3ヵ月目	C 円	C 円
平均額 (A+B+C／3)	D 円	D 円
年間収入額 (D×12)	円	円

		売 上	経 費	所得額（売上－経費）	
保護者等①	家計急変月後 1ヵ月目	円	円	A	円
	家計急変月後 2ヵ月目	円	円	B	円
	家計急変月後 3ヵ月目	円	円	C	円
保護者等②	家計急変月後 1ヵ月目	円	円	A	円
	家計急変月後 2ヵ月目	円	円	B	円
	家計急変月後 3ヵ月目	円	円	C	円

保護者等①
氏名（署名）

【災害等に起因して家計が急変した場合、災害等により制服が喪失・棄損した場合は、次の□にレ点を付けてください。

□	着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・棄損したため、千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業（被災生徒制服補助）取扱第4条の給付を併せて申請します。
---	--

【留意事項】

- 1 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の
2 受給資格はありません。
- 3 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 4 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- 5 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であ
6 るて、見学旅行費又は特別出成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。